

J:COM ホルトホール大分・コンパルホールの後期講座受講生募集

- ◎J:COM ホルトホール大分
- その他・圖 講座内容や申込方法など詳しくは、J:COM ホルトホール大分のホームページをご覧ください。同館(☎576-8877)へ。
- ◎コンパルホール
- その他・圖 講座内容や申込方法など詳しくは、コンパルホールのホームページをご覧ください。同館(☎538-3700)へ。

援農かせ隊募集

- 内容:農繁期の農家のお手伝い(ボランティア)
- 対象:農作業ができる個人または企業・団体(年齢・性別・経験不問。未成年者は保護者の同意が必要)
- その他:交通費は自己負担、昼食は受け入れ農家から提供。市ボランティア保険が適用されます(自己負担なし)。
- 申込み・圖 農政課(本庁舎8階)に備え付けの申込書(市ホームページでダウンロードも可)に記入し、必要書類を添えて、同課(☎537-7025)へ。



地産地消料理教室 in おおいたマルシェ 参加者募集

- 無料
- 日時:11月8日(日) 午前10時～午後1時
 - 場所:コンパルホール4階 調理実習室
 - 対象者:高校生以上
 - 定員:21人(多数時は抽選)
 - 申込み・圖 往復はがきに、参加者(3人まで可)全員の住所・氏名・年齢・電話番号を記入し、10月16日(金)〈必着〉までに農政課(〒870-8504 荷揚町2-31 ☎537-7025)へ。

就労ピアサポートサロン おおいた参加者募集

- 無料
- 日時:●9月～12月の毎月第3日曜日 午前10時～正午 ●3年1月～3月の毎月第3日曜日 午後2時～4時
 - 場所:J:COM ホルトホール大分3階 障がい者交流室
 - 内容:同じ障がいを持つ人同士の交流と就労に関する相談・交流・情報交換など ※事前申込みは不要です。
- 圖 障害福祉課(☎537-5658)

NPお母さんひろば参加者・保育ボランティア募集

- 無料
- ①参加者募集
- 内容:子育ての話し合いと仲間づくり ※子どもは別室で託児(無料)
 - 対象:0歳～6歳児(未就学児)の保護者
 - 定員:8人(先着順)
- ②保育ボランティア募集
- 内容:参加者の子どもの保育
 - 対象:18歳以上(高校生不可)
 - 日時:10月27日(火)、11月4日(水)・10日(火)・17日(火)・25日(水)、12月1日(火) 午後1時30分～3時30分
 - 場所:J:COM ホルトホール大分2階 子育て交流センター
 - 申込み・圖 直接または電話で、①は9月15日(火)～30日(水)、②は9月15日(火)～10月23日(金)に子育て交流センター(☎576-8245)へ。
※9月28日(月)、10月12日(月)を除く

「地域デザインの学校 in 大南」参加者募集

- 無料
- さまざまな年代や立場の人が、グループワークなどを通じて、地域のこれからの考えます。
- 日時:①10月31日(土)、②11月7日(土)、③11月21日(土)、④12月20日(日) 午前11時～午後4時30分 (④は午後1時～)
 - 場所:①②③…大南市民センター、④…大南公民館
 - 対象:大南地域またはその周辺に居住・通勤・通学している人
 - 定員:25人(多数時は抽選)
 - 申込期限:10月20日(火)
 - その他・圖 講座内容や申込方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。市民協働推進課(☎537-7251)へ。

災害に備えて個人所有のストーマ用装具を保管します

- オストメイトが災害時に使用するストーマ用装具を、希望により、障害福祉課(本庁舎1階)、各支所、東部・西部保健福祉センターで保管します。
- 保管期間:1年間
- ※詳しくは、市ホームページをご覧ください。障害福祉課(☎537-5786)へ。

キノコ類・フグ等の自然毒による食中毒を予防しましょう

- 食用のキノコと確実に判断できないキノコを食べたり、自分で釣ったフグを調理して食べたりするのは危険です。絶対にしないでください。
- 圖 保健所衛生課(☎536-2704)

家庭での野外焼却は控えましょう

- 野外焼却による煙や悪臭の苦情が多くなっています。近隣の迷惑になるような家庭での野外焼却は控えましょう。草やせん定した枝なども、透明または半透明のごみ袋(45ℓ)2袋以内であれば、週後半の燃やせるごみの収集日にごみステーションに出せます。
- 圖 ごみ減量推進課(☎537-5687)

02 募集

「家庭ごみ有料化制度(見直し素案)」に関する意見募集

- 家庭ごみの減量とリサイクルの推進、費用負担の公平性の確保を目的に、平成26年11月から家庭ごみ有料化を実施し、3年ごとに検証・検討を行っています。これに伴って作成した「家庭ごみ有料化制度(見直し素案)」について、意見を募集します。
- 閲覧場所:ごみ減量推進課(本庁舎4階)、情報公開室(本庁舎7階)、各支所 ※市ホームページでもご覧いただけます。
 - 募集期限:10月5日(月)
 - その他・圖 個々の意見に対する直接の回答はしません。意見書の提出方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。ごみ減量推進課(☎537-5624)へ。

雨水貯留施設設置費の一部を補助します

- 対象:次の要件をすべて満たすこと
 - 市内に住所を有する個人、または市内に店舗・事業所等を置く団体
 - 市内にある自らの住居または店舗・事業所等として使用している建築物のある土地に雨水貯留施設を設置する者
 - 過去5年以内に同補助金の交付を受けていない者
 - 市税の滞納がない者
 - 国、県、市その他の団体から同様の補助金などを受けていない者
- 補助金額:設置費用の2分の1に相当する額(雨水タンクは2万5,000円、浄化槽転用施設は5万円が上限) ※予算の範囲内で先着順に受け付けます。
- その他・圖 浄化槽転用施設は工事着工前の申請が必要です。詳しくは、河川・みたと振興課(☎578-7748)へ。



電子申請をご利用ください

- インターネットを利用して、市への各種申請や届け出などの手続きができます。システムの利用には、事前に登録が必要な場合があります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。情報政策課(☎537-5606)へお問い合わせください。

森林の取得や伐採には届け出が必要です

- ◎森林の取得
 売買や相続、贈与などにより地域森林計画区域内の土地を新たに取得したときは、土地の所有者となった日から90日以内に届け出が必要です。
- ◎森林の伐採・開発
 地域森林計画区域内の立木の伐採や開発をしようとするときは、行為の90日前から30日前までに届け出が必要です。
- ※それぞれの届け出様式は市ホームページでダウンロードできます。
- 圖 林業水産課(☎537-5783)

無料人権相談を行います

- 日時:10月7日(水) 午前10時～正午、午後1時～3時
- 相談内容:人権問題について
- 相談員:人権擁護委員
- 場所・圖 人権啓発センター(ヒューレおおいた)(J:COM ホルトホール大分1階 ☎576-7593)

ひとり親家庭等医療証の更新手続きはお済みですか

- ひとり親家庭等医療証をお持ちの人は、毎年更新手続きが必要です。対象者には7月下旬に更新の案内をしていますので、更新申請書をまだ提出していない人は10月30日(金)までに提出してください。なお、更新の案内が届いていない人はご連絡ください。
- 圖 子育て支援課(☎537-5796)

物忘れ相談会のご利用

- 無料
- ご自身や周囲の人の認知症(若年性認知症含む)に関する相談に応じます。
- 日時:10月～3年3月 毎月第2木曜日(11月は第1木曜日、3年2月は第3木曜日) 午後2時～4時
 - 場所:本庁舎地下1階 B11会議室
 - 相談員:認知症サポート医、認知症地域支援推進員
 - その他:事前予約制。当日の受け付けも可。
 - 予約受付:城東地域包括支援センター(☎558-6285)
- 圖 長寿福祉課(☎537-5771)

農業委員会からのお知らせ(☎537-5654)

- ◎農地の無断転用や耕作放棄をなくしましょう
 農地の転用には、農地法による手続きが必要です。原状回復の命令や罰則の適用もありますので、無断転用はやめましょう。
- また、耕作放棄は雑草による病害虫の発生など、周辺地域に多大な迷惑を掛けます。適正な管理をお願いします。農地の転用や売買・賃貸に関する相談や申請を受け付けています。気軽にお申し出ください。
- ◎議事録の公開
 毎月の定例総会の議事録を農業委員会事務局(本庁舎8階)や市ホームページで公開しています。

01 お知らせ

10月1日は「浄化槽の日」です

- 浄化槽は微生物の働きでトイレなどの排水をきれいにして、川や海にかえす設備です。きれいな自然を守るため、正しく管理しましょう。
- ◎浄化槽は3つの維持管理が大切です
- 保守点検:市に登録された「浄化槽保守点検業者」に委託してください。
 - 清掃:市の許可を受けた「浄化槽清掃業者」に委託してください。
 - 法定検査:(公財)県環境管理協会(☎567-1855)にお申し込みください。
- ◎浄化槽の使用開始・休止・変更時などには届け出が必要です
- 届け出の対象:●浄化槽の使用を開始または再開したとき ●浄化槽の使用を休止または廃止したとき ●引っ越しなどで浄化槽の管理者が変わったとき
- ◎合併処理浄化槽への設置替えを補助します
- 7年以上公共下水道などの整備計画がない地域で、住宅に設置されている「単独処理浄化槽」や「くみ取り便槽」から、「合併処理浄化槽」に設置替えをする場合(新築は対象外)、その費用を補助します。
- 補助金額の上限

人槽	補助金額
5人槽	78万9,000円
6～7人槽	84万6,000円
8～10人槽	95万4,000円

- その他:着工前に申請が必要です。予算に限りがあるため先着順に受け付けます。
- 圖 廃棄物対策課(☎540-5850)

難病患者も障害福祉サービスおよび障害児通所支援が受けられます

- 難病により障がいのある人は、身体障害者手帳を持ってなくても障害福祉サービスおよび障害児通所支援が受けられます。なお、利用には事前に申請や認定などの手続きが必要です。対象となる疾病や利用できるサービスなどについて詳しくは、市ホームページをご覧ください。障害福祉課(☎537-5658)へお問い合わせください。